

山口県報

令和3年
3月16日
(火曜日)

目次

○規則
押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則(人事課)……………



押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十一号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則

(山口県森林病害虫等防除法施行細則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

一 山口県森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)別記様式

二 山口県庁内管理規則(昭和二十九年山口県規則第七十五号)別記第二号様式

三 港湾区域内における工事等の規制に関する規則(昭和三十三年山口県規則第五十号)別記第一号様式及び別記第二号様式

四 山口県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十三年山口県規則第一号)別記第二号様式から別記第四号様式まで、別記第六号様式及び別記第八号様式から別記第十二号様式まで

五 家畜商法施行細則(昭和三十七年山口県規則第二十五号)別記第三号様式
六 家畜伝染病予防法施行細則(昭和三十七年山口県規則第五十四号)別記第二号様式から別記第四号様式まで
七 山口県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山口県規則第五十九号)別記第一号様式及び別記第三号様式から別記第七号様式まで
八 宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年山口県規則第四十三号)別記第一号様式から別記第五号様式まで
九 漁船法施行細則(昭和四十年山口県規則第五十号)別記第二号様式から別記第七号様式まで及び別記第九号様式から別記第十一号様式まで
十 山口県職場適応訓練委託規則(昭和四十二年山口県規則第二号)別記第三号様式、別記第七号様式及び別記第九号様式から別記第十二号様式まで
十一 山口県訓練手当支給規則(昭和四十二年山口県規則第三号)別記第一号様式から別記第三号様式まで及び別記第六号様式
十二 山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)別記第一号様式、別記第五号様式、別記第七号様式、別記第九号様式、別記第十号様式、別記第十一号様式、別記第十二号様式、別記第十三号様式及び別記第十四号様式まで
十三 山口県工事検査規則(昭和四十三年山口県規則第四十九号)別記様式
十四 山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)別記第一号様式から別記第五号様式まで
十五 県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第十二号)別記第一号様式及び別記第二号様式
十六 林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)別記第八号様式
十七 下関漁港地方卸売市場条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第七号)別記第一号様式から別記第七号様式まで、別記第九号様式、別記第十号様式、別記第十二号様式、別記第十三号様式、別記第十五号様式、別記第十七号様式から別記第二十六号様式まで、別記第二十八号様式及び別記第二十九号様式
十八 山口県立都市公園条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第二十七号)別記第四号様式から別記第六号様式まで及び別記第六号様式の三から別記第十一号様式まで
十九 山口県港湾施設管理条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第三十五号)別記第二号様式、別記第三号様式及び別記第五号様式から別記第十一号様式まで
二十 山口県臨港地区区分区構築物規制条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第三十九号)別記様式
二十一 山口県山口宇部空港管理条例施行規則(昭和五十四年山口県規則第五十一

号) 別記第一号様式から別記第四号様式まで
二十二 山口県立農業大学校規則(昭和五十九年山口県規則第十四号) 別記第二号様式から別記第五号様式まで

二十三 山口県使用料手数料条例施行規則(昭和六十年山口県規則第十六号) 別記第一号様式から別記第三号様式まで

二十四 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則(昭和六十一年山口県規則第四十号) 別記第一号様式から別記第三号様式まで

二十五 山口県聴聞手続規則(平成六年山口県規則第七十一号) 別記第一号様式から別記第六号様式まで

二十六 政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年山口県規則第五十七号) 別記第一号様式から別記第三号様式まで

二十七 母体保護法施行細則(平成八年山口県規則第九十二号) 別記第一号様式、別記第三号様式、別記第四号様式及び別記第六号様式

二十八 特定の民間再開発事業等の認定に関する規則(平成二十六年山口県規則第三十号) 別記第一号様式から別記第三号様式まで

(一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)
第二条 一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和二十九年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「㉮」を「㉮」に改め、同表の備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第二の第一号様式中「㉮」を削り、同様式の備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第二の第二号様式中「㉮」を削り、同様式の備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第二の第三号様式中「㉮」を削り、同様式の備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第二の第四号様式中「㉮」を削り、同様式の備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別表第二の第五号様式中「㉮」を削り、同様式の備考2を削り、同備考1を同備考とする。

(下関漁港管理条例施行規則の一部改正)

第三条 下関漁港管理条例施行規則(昭和三十年山口県規則第四十九号の二)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉮」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第二号様式(その一)中「㉮」を削り、同様式(その一)の注2を削り、同注1を同注とし、同様式(その二)中「㉮」を削り、同様式(その二)の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㉮」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第五号様式中「㉮」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第六号様式中「㉮」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第七号様式中「㉮」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第八号様式中「㉮」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第九号様式中「㉮」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(山口県動力消防ポンプ性能試験規則等の一部改正)
第四条 次に掲げる規則の規定中「㉮」を削る。

一 山口県動力消防ポンプ性能試験規則(昭和三十年山口県規則第八十四号) 別記様式

二 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基く補助及び損失補償に関する条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第四十二号) 別記第一号様式から別記第三号様式まで

三 山口県家畜人工授精師養成講習会規則(昭和三十六年山口県規則第五十四号) 別記第二号様式

四 山口県循環型社会形成推進条例施行規則(平成十六年山口県規則第六十三号) 別記第八号様式

(山口県蜜蜂転飼条例施行規則の一部改正)
第五条 山口県蜜蜂転飼条例施行規則(昭和三十一年山口県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉮」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㉮」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

(家畜取引法施行細則の一部改正)
第六条 家畜取引法施行細則(昭和三十一年山口県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第三号様式、別記第四号様式及び別記第六号様式から別記第九号様式までの規定中「㉮」を削る。

別記第十号様式中「荒渡入住所氏名印」を「荒渡入住所氏名」に改め、「㉮」を削る。

(山口県吏員恩給条例施行規則の一部改正)
第七条 山口県吏員恩給条例施行規則(昭和三十三年山口県規則第四十号)の一部を次

のように改正する。

別記第一号様式から別記第二十二号様式まで及び別記第二十五号様式から別記第三十八号様式までの規定中「印」を削る。

別記第三十九号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第四十号様式から別記第四十一号様式の二まで及び別記第四十三号様式から別記第五十八号様式までの規定中「印」を削る。

別記第五十九号様式及び別記第六十号様式中「㊦」を削る。

別記第六十一号様式から別記第六十七号様式までの規定中「印」を削る。
(山口県恩給給与細則の一部改正)

第八条 山口県恩給給与細則(昭和三十三年山口県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第二十四号様式まで、別記第二十七号様式から別記第三十二号様式まで及び別記第三十四号様式から別記第四十一号様式までの規定中「印」を削る。

別記第四十二号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第四十三号様式から別記第五十九号様式までの規定中「印」を削る。

別記第六十号様式及び別記第六十一号様式中「㊦」を削る。

別記第六十二号様式から別記第六十五号様式までの規定中「印」を削る。

(恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和三十三年山口県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式から別記第九号様式まで及び別記第十二号様式から別記第十六号様式までの規定中「㊦」を削る。

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第十条 化製場等に関する法律施行細則(昭和三十四年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第四号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第九号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第十二号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

(山口県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第十一条 山口県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(その一)中「㊦」を削り、同様式(その二)の注中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとし、同様式(その二)中「㊦」を削り、同様式(その二)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式(その三)中「㊦」を削り、同様式(その三)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式(その四)中「㊦」を削り、同様式(その四)の注中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとし、同様式(その五)中「㊦」を削り、同様式(その五)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式(その六)中「㊦」を削り、同様式(その六)の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとし、同様式(その七)中「㊦」を削り、同様式(その七)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同様式(その八)中「㊦」を削り、同様式(その八)の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとし、同様式(その九)中「㊦」を削り、同様式(その九)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同様式(その十)中「㊦」を削り、同様式(その十)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式(その十一)中「㊦」を削り、同様式(その十一)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式(その十二)中「㊦」を削り、同様式(その十二)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式(その十三)中「㊦」を削り、同様式(その十三)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式(その十四)中「㊦」を削り、同様式(その十四)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同様式(その十五)中「㊦」を削り、同様式(その十五)の注中2を削り、3を2とし、4から6

までを3から5までとし、同様式(その十六)中「㉞」を削り、同様式(その十六)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第二号様式(その一)中「㉞」を削り、同様式(その二)の注中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとし、同様式(その二)中「㉞」を削り、同様式(その三)の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとし、同様式(その四)中「㉞」を削り、同様式(その四)の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとし、4から6までを3から5までとし、同様式(その五)中「㉞」を削り、同様式(その五)の注中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとし、同様式(その六)中「㉞」を削り、同様式(その六)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第三号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(山口県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第十二条 山口県漁港管理条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第七十一号の二)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。

別記第二号様式中「㉞」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第三号様式中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第四号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。

別記第五号様式中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第六号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。

別記第七号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。

別記第八号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。

(分収造林契約の締結等のあつせんに関する規則等の一部改正)

第十三条 次に掲げる規則の規定中「㉞」を削る。

一分収造林契約の締結等のあつせんに関する規則(昭和三十六年山口県規則第七号)別記第二号様式

二 国営干拓事業負担金徴収条例施行規則(昭和四十年山口県規則第六号)別記第一号様式及び別記第二号様式

三 山口県文化財保護事業補助金交付規則(昭和四十年山口県規則第五十三号)別記第一号様式及び別記第二号様式

四 文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則(昭和四十年山口県規則第五十四号)別記第一号様式及び別記第二号様式

(災害救助法施行細則の一部改正)

第十四条 災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「㉞」を削る。

別記第十号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十一号様式及び別記第十三号様式中「㉞」を削る。

別記第十四号様式中「㉞」を削る。

(土地改良財産の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第十五条 土地改良財産の管理に関する条例施行規則(昭和三十六年山口県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式まで及び別記第六号様式中「㉞」を削る。

別記第七号様式中「㉞」を削る。

(山口県公舎管理規則の一部改正)

第十六条 山口県公舎管理規則(昭和三十七年山口県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」及び「㉞」を削る。

別記第二号様式中「㉞」を削る。

別記第三号様式から別記第九号様式までの規定中「㉞」を削る。

(山口県公有財産規則の一部改正)

第十七条 山口県公有財産規則(昭和三十九年山口県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削る。

別記第二号様式中「㉞」を削る。

別記第三号様式から別記第五号様式の二までの規定中「㉞」を削る。

(山口県物品規則の一部改正)

第十八条 山口県物品規則(昭和三十九年山口県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

第三十六条第三項中「受領印を徴し」を「氏名を記載し」に改める。

別記第二号様式、別記第六号様式、別記第十号様式の二、別記第十二号様式、別記第十三号様式及び別記第十九号様式中「㉞」を削る。

別記第二十一号様式中「㉞」を削る。

別記第四十一号様式中「㉞」を削る。

別記第五十一号様式、別記第五十一号様式の二、別記第五十六号様式、別記第五十

六号様式の二及び別記第六十号様式中「㊦」を削る。

別記第六十五号様式の表中

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|------------------|
| | | | | | 使 用 職 員 |
| | | | | | 受 領 印 |

を

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|------------------|
| | | | | | 使 用 職 員 |
|--|--|--|--|--|------------------|

に改め、「㊧」を削り、同様式の(裏)中「㊧」を削る。

(山口県収入証紙取扱規則の一部改正)

第十九条 山口県収入証紙取扱規則(昭和三十九年山口県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊨」を削る。

別記第九号様式中「㊩」を「㊪」に改める。

(牧野法施行細則の一部改正)

第二十条 牧野法施行細則(昭和四十年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「㊫」を削る。

別記第三号様式から別記第六号様式までの規定中「㊬」を削る。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第二十一条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十年山口県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

別記第九号様式中「㊭」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十号様式中「㊮」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十一号様式中「㊯」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十九号様式中「㊰」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第二十号様式中「㊱」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第二十二条 宅地造成等規制法施行細則(昭和四十年山口県規則第三百三号)の一部を次

のように改正する。

別記第二号様式中「㊲」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第三号様式中「㊳」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「㊴」を削る。

別記第八号様式中「㊵」を削り、「㊶」を「㊷」に改める。

別記第十号様式中「㊸」を「㊹」に改める。

「㊺」を「㊻」に改める。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第二十三条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十一年山口県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊼」を削る。

別記第二号様式及び別記第四号様式中「㊽」を削る。

別記第五号様式から別記第六号様式の二までの規定中「㊾」を削る。

別記第八号様式中「㊿」を削る。

別記第九号様式中「㊽」を削る。

別記第十二号様式中「㊿」及び「㊽」を削る。

別記第十三号様式から別記第十九号様式まで及び別記第二十一号様式中「㊽」を削る。

別記第二十二号様式から別記第二十五号様式までの規定中「㊽」を削る。

(県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第二十四条 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項を削り、同条第五項中「審査申立人」の下に「(代理人によつて審査の申立てをするときは、代理人)」を加え、同項を同条第四項とする。

別記第三号様式中「㊽」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第四号様式中「㊽」を削る。

別記第五号様式中「㊽」及び「㊽」を削る。

別記第六号様式から別記第十二号様式までの規定中「㊽」を削る。

別記第十三号様式中「㊽」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第十四号様式中「㊽」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十五号様式の二中「㊽」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第十六号様式中「㉔」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第十七号様式中「㉕」を削り、同様式の注中3を削り、4を3とする。

(漁業取締船に乗り組む職員の服装に関する規則の一部改正)

第二十五条 漁業取締船に乗り組む職員の服装に関する規則(昭和四十三年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「海崎与味吾」を「海崎与味」に、「水産漁業関係」を「水産漁業関係」に改める。

(山口県都市計画公聴会規則及び山口県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第二十六条 次に掲げる規則の規定中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

一 山口県都市計画公聴会規則(昭和四十五年山口県規則第十四号)第十三条第二項
二 山口県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山口県規則第三号)第二十八条

(山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第二十七条 山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉖」を「㉗」に改め、

| | | |
|-----|--|----|
| 確認印 | 「心身障害者扶養共済制度(重要事項のご説明)」の内容を確認し、受領しました。また、この共済制度が加入の目的に合致していることも確認しました。 | ㉖ |
| | | を削 |

る。

別記第二号様式、別記第五号様式から別記第七号様式まで及び別記第九号様式から別記第十六号様式までの規定中「㉘」を削る。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第二十八条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十五年山口県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㉙」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第三号様式中「㉚」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第四号様式中「㉛」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第五号様式中「㉜」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第六号様式中「㉝」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第七号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第八号様式中「㉟」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十号様式中「㊱」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第十一号様式中「㊲」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第二十九条 都市計画法施行細則(昭和四十五年山口県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊳」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式中「㊴」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第三号様式中「㊵」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第四号様式中「㊶」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第五号様式の二中「㊷」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第五号様式の三中「㊸」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第六号様式中「㊹」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第七号様式中「㊺」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第八号様式中「㊻」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第八号様式の二中「㊼」を削る。

別記第九号様式中「㊽」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十号様式中「㊾」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十一号様式中「㊿」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十二号様式中「㋀」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十三号様式中「㋁」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第十四号様式中「㋂」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

する。

別記第十五号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第十七号様式中「㉔」を削る。

別記第十八号様式中「㉔」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第二十二号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第二十三号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(山口県職員被服等貸与規則の一部改正)

第三十条 山口県職員被服等貸与規則(昭和四十六年山口県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㉔」を「㉔」に、「㉔」を「㉔」に改める。

(山口県農業協同組合併助成条例施行規則の一部改正)

第三十一条 山口県農業協同組合併助成条例施行規則(昭和四十七年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(その一)中「㉔」を削り、同様式(その二)中「㉔」を削り、同様式(その三)から同様式(その五)までの規定中「㉔」を削る。

別記第二号様式(その二)中「㉔」を削り、同様式(その二)中「㉔」を削り、同様式(その三)から同様式(その五)までの規定中「㉔」を削る。

(漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

第三十二条 漁港漁場整備法施行細則(昭和四十八年山口県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第二号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第五号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第六号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第七号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第八号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第九号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

(山口県飼犬等取締条例施行規則の一部改正)

第三十三条 山口県飼犬等取締条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第二号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

(優良宅地等の認定に関する規則の一部改正)

第三十四条 優良宅地等の認定に関する規則(昭和四十九年山口県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第四号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第五号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第六号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第七号様式の表中「㉔」を削り、同様式の(表)の注中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとする。

別記第八号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第九号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十一号様式中「㉔」を削る。

別記第二十一号様式の六中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第二十二号様式中「㊦」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第二十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第四十三号様式中「㊦」を削る。

別記第四十四号様式中「㊦」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第四十七号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第四十八号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第五十号様式、別記第五十一号様式、別記第五十一号様式の三及び別記第五十一号様式の四中「㊦」を削る。

別記第五十一号様式の五中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第五十一号様式の六から別記第五十一号様式の十七までの規定中「㊦」を削る。

別記第五十一号様式の十八中「㊦」を削る。

別記第五十二号様式中「㊦」を削る。

別記第五十三号様式中「㊦」を削る。

別記第五十四号様式及び別記第五十五号様式中「㊦」を削る。

別記第五十六号様式中「㊦」を削る。

別記第五十九号様式中「㊦」を削る。

(森林法施行細則の一部改正)

第三十六条 森林法施行細則(昭和五十年山口県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第四号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(山口県庁用自動車管理規則の一部改正)

第三十七条 山口県庁用自動車管理規則(昭和五十一年山口県規則第五十三号)の一部

を次のように改正する。

別記第二号様式中

| | |
|---------------|---------------|
| 点 検 者 (運 転 者) | 点 検 者 (運 転 者) |
| 警 備 管 理 者 | 警 備 管 理 者 |
| 等 | 等 |

を

に改め、同様式の注2中

| | | |
|---------------|-----------|---|
| 点 検 者 (運 転 者) | 警 備 管 理 者 | 等 |
|---------------|-----------|---|

「警備者」を「警備者」に改める。

別記第四号様式中「警備者」を「警備者」に改める。

(医療法施行細則の一部改正)

第三十八条 医療法施行細則(昭和五十八年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式(その一)中「㊦」を削り、同様式(その一)の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、同様式(その二)中「㊦」を削り、同様式(その二)の注2を削り、同注1を同注とし、同様式(その三)中「㊦」を削り、同様式(その三)の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式の二中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第三号様式の三中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第四号様式(その一)中「㊦」を削り、同様式(その一)の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、同様式(その二)中「㊦」を削り、同様式(その二)の注中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第九号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第十一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第十五号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第十五号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第十六号様式(その一)中「㊦」を削り、同様式(その一)の注2を削り、同注1を同注とし、同様式(その二)中「㊦」を削り、同様式(その二)の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。
 別記第十七号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第十七号様式の二中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第十七号様式の三中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第十七号様式の四中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第十七号様式の五中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第十八号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第十九号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第二十号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。
 別記第二十一号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第二十二号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。
 別記第二十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。
 別記第二十四号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第二十五号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第二十六号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第二十六号様式の二中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第二十七号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。
 別記第二十八号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第二十九号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第三十号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第三十一号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第三十二号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第三十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第三十三号様式の二中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第三十四号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第三十五号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第三十六号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第三十七号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 別記第三十八号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。
 (と畜場法施行細則の一部改正)
 第三十九条 と畜場法施行細則(昭和五十九年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
 別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。
 別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。
 別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第四号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第五号様式の二中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第五号様式の三中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
 別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
 別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。
 別記第九号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。
 別記第九号様式の二中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第九号様式の三中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第十号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。
 別記第十二号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
 (墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)
 第四十条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和五十九年山口県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
 別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から6ま

でを3から5までとする。

別記第二号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第三号様式中「㉕」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第四十一条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和五十九年山口県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉖」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式中「㉗」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㉘」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第四号様式中「㉙」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第五号様式中「㉚」を削る。

別記第六号様式中「㉛」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第七号様式中「㉜」を削り、同様式の注を削る。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第四十二条 建築基準法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

| | | | |
|---|---|---|-----|
| 年 | 月 | 日 | 係員印 |
| 年 | 月 | 日 | 係員印 |

を

| | | | |
|---|---|---|------|
| 年 | 月 | 日 | 係員氏名 |
| 年 | 月 | 日 | 係員氏名 |

に改め、同様式の注

中2を削り、3を2とする。

別記第十二号様式中「㉝」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十五号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十五号様式の二中「㉟」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第十六号様式中「㊱」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十七号様式中「㊲」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十八号様式中

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| | | | | | | | | | | ㊳ | ㊴ |
| | | | | | | | | | | | ㊵ |

を

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|
| | | | | | | | | | | | ㊶ | ㊷ |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|

に改める。

別記第十九号様式中「㊸」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第二十号様式の二中「㊹」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第二十号様式の三中「㊺」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二十一号様式中「㊻」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(建築士法施行細則の一部改正)

第四十三条 建築士法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊼」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第一号様式の二中「㊽」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第一号様式の三中「㊾」を削る。

別記第四号様式中「㊿」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第五号様式中「㋀」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記第六号様式中「㋁」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

し、4を3とする。

別記第八号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

(消防法施行細則の一部改正)

第四十四条 消防法施行細則(昭和六十年山口県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部改正)

第四十五条 山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削る。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中「㉔」を削る。

別記第七号様式中「住 所 氏 名」を「住 所 氏 名」に改める。

別記第八号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第九号様式中「㉔」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

(山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部改正)

第四十六条 山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削る。

別記第二号様式中「㉔」及び「㉕」を削る。

別記第三号様式中「㉔」を削る。

別記第四号様式中「㉔」を削る。

別記第五号様式から別記第十号様式までの規定中「㉔」を削る。

(保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部改正)

第四十七条 保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第四号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第七号様式中「住 所 氏 名」を「住 所 氏 名」に改める。

別記第八号様式中「㉔」を削る。

(山口県獣医学学生修学資金貸付規則の一部改正)

第五十条 山口県獣医学学生修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第五十号)の一部

「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第五号様式及び別記第六号様式中「㉔」を削る。

別記第七号様式中「住 所 氏 名」を「住 所 氏 名」に改める。

別記第八号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第九号様式中「㉔」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十号様式中「㉔」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

(理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則の一部改正)

第四十八条 理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削る。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中「㉔」を削る。

別記第七号様式中「住 所 氏 名 (電話 ㉔)」を「住 所 氏 名 (電話 ㉔)」に改める。

別記第八号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第九号様式中「㉔」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

(山口県医学生修学資金貸付規則の一部改正)

第四十九条 山口県医学生修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削る。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中「㉔」を削る。

別記第七号様式中「住 所 氏 名」を「住 所 氏 名」に改める。

別記第八号様式中「㉔」を削る。

別記第十号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第十一号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第十二号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第十三号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第十四号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第十五号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第十六号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第十七号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

別記第十八号様式中「修学資金の貸 住 所 氏 名」を「修学資金の貸 住 所 氏 名」に改める。

を次のように改正する。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中「㉕」を削る。

別記第七号様式中

「㉖」を「㉗」を

「㉘」に改める。

別記第八号様式中「㉙」を削る。

(浄化槽法施行細則の一部改正)

第五十一条 浄化槽法施行細則(昭和六十年山口県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉚」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第二号様式中「㉛」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第三号様式中「㉜」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第四号様式中「㉝」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(母子家庭等の児童の身元保証に関する規則の一部改正)

第五十二条 母子家庭等の児童の身元保証に関する規則(昭和六十年山口県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削る。

別記第二号様式中

「㉟」を「㊱」を

「㊲」に改める。

別記第四号様式中「㊳」を削る。

(山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

第五十三条 山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十一年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊴」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第四号様式中「㊵」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第七号様式中「㊶」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第五十四条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和六十一年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊷」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式中「㊸」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第三号様式中「㊹」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第四号様式中「㊺」を削り、同様式の注を削る。

別記第五号様式中「㊻」を削り、同様式の注を削る。

別記第六号様式中「㊼」を削り、同様式の注を削る。

(柔道整復師法施行細則の一部改正)

第五十五条 柔道整復師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊽」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式中「㊾」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第三号様式中「㊿」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第五十六条 製菓衛生師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊿」を削り、同様式の注を削る。

別記第六号様式中「㊿」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第五十七条 身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊿」を削り、同様式の注を削る。

別記第三号様式中「㊿」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第四号様式(その一)中「㊿」を削り、同様式(その一)の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同様式(その二)中「㊿」を削り、同様式(その二)の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第五号様式中「㊿」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第十二号様式中「㊿」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第十三号様式中「㊿」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十四号様式中「㊿」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十五号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。
(老人福祉法施行細則の一部改正)

第五十八条 老人福祉法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とし、4 から 6 まですを 3 から 5 までとする。

別記第一号様式の二中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。

別記第一号様式の三中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。

別記第一号様式の四中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。

別記第一号様式の五中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。

別記第二号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とする。

別記第二号様式の二中「㉞」を削り、同様式の注中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とする。

別記第三号様式及び別記第三号様式の二中「㉞」を削る。

別記第四号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。

別記第五号様式中「㉞」を削り、同様式の注 1 を削り、同注 2 を同注とする。

別記第六号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。

別記第七号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。

別記第八号様式中「㉞」を削り、同様式の注 1 を削り、同注 2 を同注とする。

別記第九号様式中「㉞」を削る。

別記第十号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。
別記第十一号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。
別記第十二号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。
別記第十三号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。
別記第十四号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。
(母子保健法施行細則の一部改正)

第五十九条 母子保健法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(その一)中「㉞」を削り、同様式(その一)の注中 2 を削り、3 を 2 とし、同様式(その二)中「㉞」を削り、同様式(その二)の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。

別記第二号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。

別記第三号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。

別記第四号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。

別記第五号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第六十条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「㉞」を削る。

別記第三号様式中「㉞」を削り、同様式の注 3 中「㉞㉞㉞㉞㉞」を「㉞㉞㉞」に改める。

別記第四号様式、別記第六号様式及び別記第七号様式中「㉞」を削る。

別記第十一号様式中「㉞」を削り、同様式の注 5 中「㉞㉞㉞㉞㉞」を「㉞㉞㉞」に改める。

別記第十三号様式中「㉞」を削る。

別記第十四号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 中「㉞㉞㉞㉞㉞」を「㉞㉞㉞」に改める。

別記第十七号様式中「㉞」を削り、同様式の注 6 中「㉞㉞㉞㉞㉞」を「㉞㉞㉞」に改める。

別記第十八号様式中「㉞」を削り、同様式の注 5 中「㉞㉞㉞㉞㉞」を「㉞㉞㉞」に改める。

別記第十八号様式中「㉞」を削り、同様式の注 1 を削り、同注 2 を同注とする。

別記第十九号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とする。

別記第二十号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。

別記第二十一号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 中「㉞㉞㉞㉞㉞」を「㉞㉞㉞」に改める。

別記第二十二号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。

別記第二十三号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 1 を削り、2 を 1 とし、3 から 7 までを 2 から 6 までとする。
(道路法施行細則の一部改正)

第六十一条 道路法施行細則(平成三年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。

別記第二号様式中「㉞」を削り、同様式の注 2 を削り、同注 1 を同注とする。

別記第四号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。

別記第五号様式中「㉞」を削り、同様式の注中 2 を削り、3 を 2 とする。

別記第六号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

(山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部改正)
第六十二条 山口県介護福祉士修学資金貸付規則(平成五年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第四号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第五号様式中「㉔」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第六号様式中「氏 名」を削る。

「氏 名」を削る。

(電話 回 線)に改める。

別記第七号様式中「㉔」を削る。

別記第八号様式中「修学資金の貸付を受けた者 氏 名」を削る。

「修学資金の貸付を受けた者 氏 名」に改める。

別記第九号様式中「甲 講 者 氏 名」を削る。

「甲 講 者 氏 名」に改める。

(山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第六十三条 山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から10までを3から9までとする。

別記第四号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第五号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

(一般海域の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第六十四条 一般海域の利用に関する条例施行規則(平成十年山口県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(その一)中「㉔」を削り、同様式(その二)の注2を削り、同注

1を同注とし、同様式(その二)中「㉔」を削り、同様式(その二)の注2を削り、同注1を同注とし、同様式(その三)中「㉔」を削り、同様式(その三)の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第四号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第五号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正)

第六十五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年山口県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第二号様式中「㉔」を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第四号様式中「㉔」を削る。

(海岸法施行細則の一部改正)

第六十六条 海岸法施行細則(平成十二年山口県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式(その一)中「㉔」を削り、同様式(その一)の注2を削り、同注1を同注とし、同様式(その二)中「㉔」を削り、同様式(その二)の注2を削り、同注1を同注とし、同様式(その三)中「㉔」を削り、同様式(その三)の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第四号様式中「㉔」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第六十七条 学校教育法施行細則(平成十三年山口県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第六十八条 家畜改良増殖法施行細則(平成十三年山口県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)
第六十九条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十三年山口県規則第百号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
(私立学校法施行細則の一部改正)

第七十条 私立学校法施行細則(平成十三年山口県規則第百七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。
別記第二号様式中「㉞」を削る。
(温泉法施行細則の一部改正)

第七十一条 温泉法施行細則(平成十四年山口県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
別記第二号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
別記第三号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。

別記第四号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。
別記第五号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第六号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
別記第七号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第八号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
別記第九号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第十一号様式中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第十二号様式中「㉞」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。
別記第十三号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十四号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第十五号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十六号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。
別記第十七号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十八号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。
別記第十九号様式中「㉞」を削り、同様式の注を削る。

別記第二十号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二十一号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
別記第二十四号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
(砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第七十二条 砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例施行規則(平成十五年山口県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第二号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第四号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第五号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
別記第六号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
(旧海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部改正)

第七十三条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則(令和二年山口県規則第五十一号)附則第二項の規定によりなお効力を有するものとされた廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成十五年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
別記第二号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第七十四条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成十八年山口県規則第百十号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。
別記第四号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第五号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第六号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第七号様式中「㉞」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。
別記第八号様式中「㉞」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第七十五条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年山口県規則第百四十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削る。
別記第二号様式中「㉞」を削る。

別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式及び別記第七号様式中「㊦」を削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第七十六条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成二十年山口県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

(山口県研修医研修資金貸付規則の一部改正)

第七十七条 山口県研修医研修資金貸付規則(平成二十年山口県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「㊦」を削る。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

別記第七号様式中「氏名(電話 ㊦) ㊦ ㊦」を「氏名(電話 ㊦) ㊦」に改める。

別記第八号様式及び別記第九号様式中「㊦」を削る。

(農地法施行細則の一部改正)

第七十八条 農地法施行細則(平成二十一年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

別記第七号様式(その三)及び同様式(その四)中「㊦」を削る。

別記第十号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十一号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から6までを3から5までとする。

別記第十二号様式中「㊦」を削り、同様式の注中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

別記第十三号様式中「㊦」を削り、同様式の注3を削る。

別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第十五号様式中「㊦」を削り、同様式の注中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

(農業振興地域の整備に関する法律施行細則の一部改正)

第七十九条 農業振興地域の整備に関する法律施行細則(平成二十一年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

(流域下水道事業財務規則の一部改正)

第八十条 流域下水道事業財務規則(令和二年山口県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

別記第四号様式中「漢字 ㊦」を「漢字 ㊦」に改める。

別記第六号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。